

津山市公民館利用の皆様へのお願い

津山市公民館から、新型コロナウイルス感染症拡大防止についてのお願いです。
令和5年5月8日以降、下記のとおり取り扱いとします。

1 基本的な感染症対策の実施について

- ・利用の前に、ご自宅で検温いただき、体調不良の方は参加を自粛下さい。
- ・マスクの着用については、これまでどおり個人の判断が基本となります。
- ・手洗い・消毒、換気、人との距離は引き続きご協力をお願いします。
- ・手洗い等の手指衛生、換気の実施
- ・「三つの密」の回避、人と人との距離の確保

2 施設利用及び活動について

- ・令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類感染症に変わります。感染防止策については、皆様の自主的な判断により取り組んでいただくことになります。

3 イベント等を開催する場合の留意点

- ・感染症法上の位置づけの変更により、業種別ガイドラインは廃止されるため、日常における基本的感染防止策は、一律に求めることはせず、事業者の自主的な判断に委ねることが基本となります。
- ・引き続き有効とされる手洗い等の手指衛生や換気等の効果、実施の手間・コスト等踏まえた費用対効果、他の感染防止策との重複・代替可能性などを勘案し、事業者において実施の要否を判断することとなります。